

政府「教育基本法案」に反対する千葉大学有志のアピール

今こそ<平和の誓>としての教育の自由を！

政府は、2006年通常国会に、教育基本法を根底的に改定する「教育基本法案」を提出しました。

教育基本法は、戦前の、国家による国家のための教育が国民全体を無残な侵略と戦争へと至らせたことへの反省から、教育の独立を確保するために作られました。前文で、憲法の「理想の実現は・・・教育の力にまつ」と宣言されているように、まさに<平和の誓>として作成された、戦後の平和国家の基礎をなす重要な法律です。しかし、前文から「この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである」という文言がなくなり、「真理と平和を希求する人間の育成」から「平和」が削除されて、平和憲法との切断がなされています。

この法案は、現行法第1条「教育の目的」から「個人の価値をたっとび」を削除し、改定案第2条「教育の目標」に「我が国・・・を愛する・・・態度」等の規範を「人格の完成」の中身として法定化しています。それはまさに、子どもの心の支配を強め、子どもを益々追い込むことになるでしょう。現行法第10条から「国民全体に対し直接に責任を負って」を削除し、改定案第16条と17条によって教育を、教育行政と政府が計画・実施するものにしていきます。そのことで、教育内容を含めた教育への国家の統制が強化されます。

新たに作られた多数の条文により、生涯学習の理念（第3条）、大学（第7条）、家庭教育（第10条）、幼児期の教育（第11条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）等、市民生活のあらゆる場面への介入が危惧されます。また、改定案第16・17条によって実施される教育政策は、現政府が提起している改革の方向を考えるならば、能力主義の強化と競争、市場論理の導入によって、教育格差を益々拡大することが懸念されます。

私たちは、研究者として、教育者として、自らの研究・教育の場で、学生、教職員、市民のみなさんと共にこの問題を考えるためのシンポジウムに集い、政府案に、以上のような根底的な問題があることを確認しました。よって、政府「教育基本法案」に反対の意思を表明します。

そして、各大学の研究者・学生、そして市民が、それぞれの場で、この問題を考え、取り組むことを、訴えたいと思います。今、現行法第2条から削除されようとしている「教育の方針」としての「学問の自由」を奪い返し、教育という<平和の誓>を築くために。

2006年10月20日 千葉大学「教育基本法改正」考えるシンポジウム

千葉大学教員・学生有志（石田憲〔法経〕、内村博信〔法経〕、大河内信夫〔教〕、小澤弘明〔文〕、片岡洋子〔教〕、木村忠彦〔理〕、栗田禎子〔文〕、小林正弥〔大学院人社研〕、佐藤和夫〔教〕、長澤成次〔教〕、皆川宏之〔法経〕、三宅晶子〔文〕、三宅明正〔文〕、三宅芳夫〔法経〕、依田有弘〔教〕、他）